

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則 一
- 福島県議会**
- 福島県議会会議規則の一部を改正する規則 二
- 福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則 三
- 福島県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則 四
- 福島県議会議事事務局組織規程の一部を改正する訓令 五
- 福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程 六
- 福島県教育委員会**
- 福島県立特別支援学校条例の一部改正に伴い職員の職及び勤務公所を定める件 七

規 則

福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第四十四号

福島県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

福島県宅地造成等規制法施行細則（昭和四十四年福島県規則第二十一号）の全部を改正する。

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 宅地造成等工事規制区域内における規制（第七条―第二十号）
- 第三章 特定盛土等規制区域内における規制（第二十一号―第三十四号）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号。以下「法」という。）の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

（用語の定義）

第二条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

（土地への立入りの通知）

第三条 法第五条第二項の規定による土地の占有者に対する通知は、土地立入り通知書（第一号様式）により行うものとする。

（障害物の伐除等の通知）

第四条 法第六条第二項の規定による土地又は障害物の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除等通知書（第二号様式）により行うものとする。

（障害物の伐除の通知）

第五条 法第六条第三項後段の規定による障害物の所有者及び占有者に対する通知は、障害物伐除通知書（第三号様式）により行うものとする。

（証明書等の様式）

第六条 法第七条第一項（法第二十四条第二項又は法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）及び第二項に規定する証明書の様式は、第四号様式とする。

2 法第七条第二項に規定する許可証の様式は、第五号様式とする。

第二章 宅地造成等工事規制区域内における規制

（宅地造成等に関する工事の許可申請の手続）

第七条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る宅地造成等に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第七条第一項第一号の表又は第二項第一号の表に掲げる図面に当該工区的位置、区域及び規模を明示しなければならない。

（資力、信用等を証する書類）

第八条 省令第七条第一項第十二号及び第二項第十号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 工事主の預金残高証明書
- 二 工事主の資金借入又は融資証明書
- 三 工事主が工事によって造成した土地を他へ譲渡することを業とする者である場合にあっては、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三条第一項の規定による免許を受けていることを証する書類
- 四 工事主が個人の場合にあっては、最近三年間の所得税の納税証明書

五 工事主が法人の場合にあつては、最近三年間の貸借対照表、損益計算書、株主（社員）資本等変動計算書、個別注記表、法人税の納税証明書及び事業経歴書

六 工事主が法人の場合にあつては、発行済株式総数の百分の五以上の額に相当する出資をしている者の住民票又は個人番号カードの写し

七 工事主が法人の場合にあつては、前号の株主の有する株式の数又は出資の金額が確認できる書類

八 工事施行者の登記事項証明書、事業経歴書及び工事施行者が建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の許可を受けていることを証する書類（工事の難易度が高い場合に限る。）

九 その他知事が必要と認める書類

（宅地造成等に関する工事の着手届）

第九条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項本文の規定による許可を受けた工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届（第六号様式）を知事に提出しなければならない。

（技術的基準の付加）

第十条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、知事が別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

（宅地造成等に関する工事の協議）

第十一条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（第七号様式）の正本及び副本に省令第七条第一項各号に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（第八号様式）の正本及び副本に省令第七条第二項各号に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第十五条第一項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し第一項又は前項の協議書の副本に所要事項を記載したうえその旨を通知する。

4 第九条及び第十六条の規定は、法第十五条第一項の規定による協議が成立した宅地造成等に関する工事について準用する。

（宅地造成等に関する工事の変更許可）

第十二条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十六条第一項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十六条第一項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

第十三条 宅地造成等に関する工事について、法第十六条第二項の規定による知事への届出を行おうとする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書（第九号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の変更協議）

第十四条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十五条第一項の規定による協議が成立した者で、法第十六条第三項で準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議を行おうとするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書（第十号様式）に、省令第三十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十五条第一項の規定による協議が成立した者で、法第十六条第三項で準用する法第十五条第一項の規定による変更の協議を行おうとするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書（第十一号様式）に、省令第三十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する届出工事の変更届出）

第十五条 法第二十一条第一項又は第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書（第十二号様式）に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

（宅地造成等に関する工事の中止・廃止・再開の届出）

第十六条 宅地造成等に関する工事について、法第十二条第一項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第二十一条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書（第十三号様式）を知事に提出しなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の完了検査の手続）

第十七条 法第十七条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定による検査済証の交付は、法第十二条第一項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続）

第十八条 法第十八条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付は、法第十二条第一項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

（宅地造成等に関する工事の定期報告）

第十九条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（第十四号様式）に、省令第四十八条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第十九条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書

(第十五号様式)に、省令第四十八条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

第二十条 法第二十一条第一項又は第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届(第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

第三章 特定盛土等規制区域内における規制

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可申請の手続)

第二十一条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項本文の規定による許可を受けようとする工事主は、当該許可に係る特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の施行区域を工区に分けたときは、省令第六十三条第一項又は第二項の規定により添付しなければならない図面に当該工区の位置、区域及び規模を明示しなければならない。

(資力、信用等を証する書類)

第二十二条 省令第六十三条第一項第二号及び第二項第二号に規定する規則で定める書類は、第八条第一号から第九号までに掲げる書類とする。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の着手届)

第二十三条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第二十七条第一項本文の規定による届出をした工事主は、当該工事に着手したときは、速やかに宅地造成等に関する工事着手届(第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

(技術的基準の付加)

第二十四条 特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、知事が別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議)

第二十五条 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事との協議を行うおととする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(第七号様式)の正本及び副本に省令第六十三条第一項各号に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定により知事との協議を行うおととする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(第八号様式)の正本及び副本に省令第六十三条第二項各号に規定する書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第三十四条第一項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し第一項又は前項の協議書の副本に所要事項を記載したうえその旨を通知する。

4 第二十三条及び第三十条の規定は、法第三十四条第一項の規定による協議が成立した特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について準用する。
(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可)

第二十六条 特定盛土等に関する工事について、法第三十五条第一項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第一項の規定による許可を受けようとする工事主は、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第二十七条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十五条第二項の規定による知事への届出を行うおととする工事主は、宅地造成等に関する工事の変更届出書(第九号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更協議)

第二十八条 特定盛土等に関する工事について、法第三十四条第一項の規定による協議が成立した者で、法第三十五条第三項で準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議を行うおととするものは、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(第十号様式)に、省令第六十七条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十四条第一項の規定による協議が成立した者で、法第三十五条第三項で準用する法第三十四条第一項の規定による変更の協議を行うおととするものは、土石の堆積に関する工事の変更協議書(第十一号様式)に、省令第六十七条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の変更届出)

第二十九条 特定盛土等に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による知事への届出を行うおととする工事主は、省令第六十一条第一項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第二十八条第一項の規定による知事への届出を行うおととする工事主は、省令第六十一条第二項に規定する書類のほか、当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

3 法第四十条第一項又は第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事の変更届出書(第十二号様式)に当該変更に係る事項の新旧を対照した図書を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の中止・廃止・再開の届出)

第三十条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第三十条第一項本文の規定による許可を受けた工事主又は法第二十七条第一項、第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該工事を中止し、若しくは廃止しようとするとき、又は中止した工事を再開しようとするときは、速やかに宅地造成等工事中止・廃止・再開届出書(第十三号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等に関する工事の完了検査の手続)

第三十一条 法第三十六条第一項の規定による工事完了の検査及び同条第二項の規定に

よる検査済証の交付は、法第三十条第一項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第三十二条 法第三十七条第一項の規定による中間検査及び同条第二項の規定による中間検査合格証の交付は、法第三十条第一項本文の規定による許可を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第三十三条 特定盛土等に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(第十四号様式)に、省令第七十八条第一項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第三十八条第一項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了するまでの間、土石の堆積に関する工事の定期報告書(第十五号様式)に、省令第七十八条第二項に規定する書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出工事の完了届)

第三十四条 法第二十七条第一項又は第四十条第一項若しくは第三項の規定による届出をした工事主は、当該届出に係る工事を完了したときは、届出工事の完了届(第十六号様式)を知事に提出しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

福島県知事

印

土地立入り通知書

宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により、下記のとおりあなたの占有する土地に立ち入って測量（調査）を行いますので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 立入りの目的
- 2 立ち入る土地の区域
- 3 立入りの期日 年 月 日 時から 時まで
- 4 立ち入ろうとする者の所属、職及び氏名

(注意)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第2号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

福島県知事

印

障 害 物 伐 除 等 通 知 書

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、測量（調査）を行うため、下記のとおりあなたの所有（占有）する土地に立ち入り、土地の試掘（ボーリング、障害物の伐除）を行いますので、同条第2項の規定により通知します。

記

- 1 行為の目的
- 2 行為の内容
- 3 行為の場所
- 4 行為の期日 年 月 日 時から 時まで
- 5 行為者の所属、職及び氏名

(注意)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第3号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

福島県知事

印

障害物伐除通知書

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第3項の規定により、測量（調査）を行うため、下記のとおりあなたの所有（占有）する土地に立ち入り、障害物の伐除を行いましたので、同条第3項の規定により通知します。

記

- 1 行為の目的
- 2 行為の内容
- 3 行為の場所
- 4 行為の期日

年 月 日 時から 時まで

(注意)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第4号様式（第6条関係）

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職氏名

年 月 日生

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項の規定により、立入測量若しくは立入調査、土地の試掘等若しくは障害物の伐除又は立入検査をすることができる者であることを証明します。

年 月 日

福島県知事 印

6センチメートル

9センチメートル

(裏)

注 意 事 項

- 1 宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項の規定により、立入測量若しくは立入調査、土地の試掘若しくは障害物の伐除又は立入検査をするときは、この証明書を携帯しなければならないこと。
- 2 関係人の請求があった場合においては、これを掲示しなければならないこと。
- 3 この証明書は、犯罪捜査のために使用してはならないこと。

第5号様式（第6条関係）

(表)

↑ 6 センチメートル ↓	第 号
	許 可 証
	所 属 職氏名
	年 月 日生
	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、上記の者が下記のとおり土地の試掘等を行うことについて、許可します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>
	福島県知事 印
	←----- 9センチメートル -----→

(裏)

記			
1	行為の目的		
2	行為の内容		
3	行為の場所		
4	行為の期日	年 月 日	時から 時まで
注 意 事 項			

第6号様式（第9条、第23条関係）

年 月 日

福島県知事

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅 地 造 成 等 に 関 す る 工 事 着 手 届

下記のとおり、宅地造成等に関する工事に着手したので届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び許可番号 年 月 日 福島県指令 第 号
(最初に届け出た年月日 年 月 日)
- 2 工事をしている土地の所在及び地番
- 3 工事着手年月日 年 月 日

(注意)

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第7号様式（第11条、第25条関係）

第 号
年 月 日

福島県知事

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	㎡			
	ウ 盛土又は切土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m

カ 排水施設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
			c m	m
	キ 崖面の保護の方法			
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法			
	ケ 工事中の危険防止のための措置			
	コ その他の措置			
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日		
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日		
ス 工程の概要				
11 その他必要な事項				
※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって付した条件	※協議番号欄	
年 月 日			年 月 日	
第 号			第 号	
係員氏名			係員氏名	

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 9欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第8号様式（第11条、第25条関係）

第 号
年 月 日

福島県知事

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第15条第1項
第34条第1項 } の規定により協議します。

1	工事主の住所及び氏名		
2	設計者の住所及び氏名		
3	工事施行者の住所及び氏名		
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)	
5	土地の面積	m ²	
6	工事の目的		
工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m	
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	m ²	
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³	
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配		
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置		
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置		
	キ 空地の設置	番号	空地の幅
			m
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置		
ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			

	コ 工事中の危険防止のための措置		
	サ その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年	月 日
	ス 工事完了予定年月日	年	月 日
	セ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって 付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第9号様式（第13条、第27条関係）

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第2項
第35条第2項 } の規定により、宅地造成等に関

する工事の変更について次のとおり届け出ます。

1 宅地造成等に関する工事の許可番号 年 月 日 指令 第 号

2 土地の所在及び地番

3 変更に係る事項

事項	変更前	変更後

4 変更の理由

(注意)

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第10号様式（第14条、第28条関係）

第 号
年 月 日

福島県知事

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項
第35条第3項 } の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	設計者の住所及び氏名				
3	工事施行者の住所及び氏名				
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
5	土地の面積	㎡			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
工 事 の 概 要	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする 土地の面積	㎡			
	ウ 盛土又は切土の土量	切土	m ³		
		盛土	m ³		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	構造	高さ	延長
				m	m

カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長	
			c m	m	
	キ 崖面の保護の方法				
	ク 崖面以外の地表面の保護の方法				
	ケ 工事中の危険防止のための措置				
	コ その他の措置				
	サ 工事着手予定年月日	年 月 日			
	シ 工事完了予定年月日	年 月 日			
ス 工程の概要					
11	その他必要な事項				
12	変更の理由				
13	許可番号				
※受付欄		※決裁欄		※協議に当たって付した条件	※協議番号欄
年 月 日					年 月 日
第 号					第 号
係員氏名					係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 2欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含む場合には、氏名の横に○印を付すこと。
- 3 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 4 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 5 8欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 9欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 11欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 8 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第11号様式（第14条、第28条関係）

第 号
年 月 日

福島県知事

協議者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第16条第3項
第35条第3項 } の規定により変更協議します。

1	工事主の住所及び氏名			
2	設計者の住所及び氏名			
3	工事施行者の住所及び氏名			
4	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
5	土地の面積	㎡		
6	工事の目的			
工 事 の 概 要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	㎡		
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³		
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が十分の一を超える土地における堆積した土石の堆積を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置				
ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置				

	コ 工事中の危険防止のための措置		
	サ その他の措置		
	シ 工事着手予定年月日	年 月 日	
	ス 工事完了予定年月日	年 月 日	
	セ 工程の概要		
8	その他必要な事項		
9	変更の理由		
10	許可番号		
	※受付欄	※決裁欄	※協議に当たって 付した条件
	年 月 日		年 月 日
	第 号		第 号
	係員氏名		係員氏名

(注意)

- 1 ※印のある欄は記入しない。
- 2 3欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 4欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下第一位まで記入すること。
- 4 7欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 8欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第12号様式（第15条、第29条関係）

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

届出工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項又は第3項
第40条第1項又は第3項 } の規定により届け出

た宅地造成等に関する工事を次のとおり変更したいので、届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事をしている土地の所在及び地番	
【第1項】※ 工事をしている土地の面積	
【第3項】※ 行おうとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更理由	

(注意)

- ※印の項目については、該当する条項について記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第13号様式（第16条、第30条関係）

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等工事中止・廃止・再開届

下記のとおり、宅地造成等に関する工事を中止（廃止・再開）したいので届け出ます。

記

- 1 許可年月日及び番号 年 月 日 福島県指令 第 号
（最初に届け出た年月日 年 月 日）
- 2 工事を（中止）している土地の所在及び地番
- 3 工事を中止（廃止・再開）しようとする理由
- 4 工事進捗状況及び防災措置

（注意）

- 1 不要の文字は、抹消すること。
- 2 1 欄は、届出工事の場合は、最初に届け出た年月日を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第14号様式（第19条、第33条関係）

年 月 日

福島県知事

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項
第38条第1項 } の規定により、宅地造成又は

特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施行される土地の 所在地				
3	工事の許可年月日及び許 可番号	年 月 日 指令 第 号			
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における盛土 又は切土の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における盛土 又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における盛土 又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	報告の時点における擁壁 等に関する工事の施行状 況				
9	擁壁の床掘りを完了した ときの状況				
10	鉄筋コンクリート擁壁の 基礎配筋を完了したとき の状況				
11	地下に埋設する集水管、暗 渠、管渠等の配置を完了し た時の状況				

(注意)

- 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
 - 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
 - 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
-

第15号様式（第19条、第33条関係）

年 月 日

福島県知事

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第19条第1項
第38条第1項 } の規定により、土石の堆積に

関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施行される土地の 所在地				
3	工事の許可年月日及び許 可番号	年 月 日 指令 第 号			
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における土石 の堆積の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における土石 の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における土石 の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	前回の報告から新たに堆 積された土石の土量及び 除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
9	地下に埋設する集水管、暗 渠、管渠等の配置を完了し た時の状況				

(注意)

- 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況並びに9欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

第16号様式（第20条、第34条関係）

年 月 日

福島県知事

届出者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

届出工事の完了届

宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第21条第1項又は第3項
第27条第1項
第40条第1項又は第3項 } の規定により届け

出た宅地造成等に関する工事が完了したので届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地 及び地番	
3 工事施行者住所氏名	
4 備考	

(注意)

- 3欄の工事施行者が法人であるときは、氏名は、当該法人の名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

福島県議会

(都市計画課)

福島県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県議会議長 西山尚利

福島県議会規則第一号

福島県議会会議規則の一部を改正する規則

福島県議会会議規則(昭和三十四年福島県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項ただし書を削り、同條第二項を次のように改める。

2 議長は、必要があると認める場合は、会議に宣告することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。ただし、出席議員二人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

第九條第二項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合に於て緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、議員に通知することにより、会議時間を繰り上げ、又は延長することができる。

第九條中「外とう、えり巻、つえ、かさ」を「コート、マフラー、傘」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(議事課)

福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県議会議長 西山尚利

福島県議会規則第二号

福島県議会傍聴規則の一部を改正する規則

福島県議会傍聴規則(昭和五十三年福島県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十條第三号中「えり巻」を「マフラー」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(議事課)

福島県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十六日

福島県議会規則第三号

福島県議会委員会傍聴規則の一部を改正する規則

福島県議会委員会傍聴規則(平成十六年福島県議会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第九條第三号中「えり巻」を「マフラー」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(議事課)

福島県議会議長 西山尚利

福島県議会訓令第一号

福島県議会議事事務局組織規程の一部を改正する訓令

福島県議会議事事務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年三月二十六日

福島県議会議長 西山尚利

福島県議会議事事務局組織規程の一部を改正する訓令

福島県議会議事事務局組織規程(昭和三十五年福島県議会訓令第一号)の一部を次のように改正する。

第二條議事課の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、同條政務調査課の項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 議会の広報に関すること。

第三條第一項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 専門監

第三條第二項中「及び主事」を「主事、専門監及び専門員(専ら自動車運転の業務に従事する職員を除く。)」に改める。

第四條中第十六項を第十七項とし、第十五項の次に次の一項を加える。

十六 専門監は、上司の命を受け、特に指示された高度な専門的業務を処理する。

附則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

(総務課)

福島県議会告示第二号

福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和六年三月二十六日

福島県議会議長 西山尚利

福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程の一部を改正する規程

福島県政務活動費の交付に関する条例施行規程(平成十三年福島県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規程中「㊟」を削る。

附 則

この規程は、令和六年四月一日から施行する。

(総務課)

福島県教育委員会

福島県教育委員会訓令第四号

福島県立特別支援学校

福島県立特別支援学校条例の一部改正に伴い職員の職及び勤務公所に関して次のように定める。

令和六年三月二十六日

福島県教育委員会

令和六年三月三十一日において、福島県立富岡支援学校に勤務することを命じられ、かつ、組織上の職を命じられている者は、別に辞令を交付されるとき又は辞令の交付に代わる他の方法による発令を受けないときは、同年四月一日付けをもって、福島県立ふたば支援学校に勤務することを命じられ、かつ、同年三月三十一日において命じられている組織上の職に対応する組織上の職を命じられたものとみなす。

(特別支援教育課)